

11月17日 大阪府議会教育常任委員会 内海公仁議員質問文字おこし

| | |
|--------|---|
| 内海議員 | <p>(前略)</p> <p>そもそも、この取り組み自身は<u>教育行政が行う事務の権限との関係で法的根拠はどのように位置づけられているのか</u>ということも問われていると思う。<u>行政調査なのか、教育活動なのか、どちら…どういう風に解釈したらよいか。</u></p> |
| 片山小中課長 | <p>このすくすくウォッチですけれども、これは市町村教育委員会の協力のもとに実施いたします大阪府教育庁の学力向上の取り組みの一つでありまして、<u>行政調査ではございません。</u></p> |
| 内海議員 | <p>行政調査ではないということになると、<u>教育活動にあたいすることになると思うのですが、そうすると、教育活動というのは、あくまでも学校教育法第37条11項及び16項に基づいて、教諭および講師の固有の権限になるはずなんです。</u>それを、<u>教育活動を行政機関が行うということには矛盾があると、私はそう思うんです。</u>しかも、その結果について、子どもを通じて家庭にも返す。それを活用してもらうということになると、<u>家庭でのあり方にも介入していくということにもなりかねない問題だ</u>という風に私は思っています。そういう点でいわゆる法的問題は、<u>これ教育活動としてやられたということ</u>で間違いはないんですか？</p> |
| 片山小中課長 | <p>はい、あの、<u>教育活動の一つとしてやったことには間違いありません。</u></p> |
| 内海議員 | <p><u>教育活動として、大阪府教育庁が直接実施したと、こういうことになるんですね？</u>もう一度お答えください。</p> |
| 片山小中課長 | <p><u>教育活動の一つとしてですけれども、実施の際には、市町村教育委員会に対して、取り組みの主旨を丁寧に説明しまして、参加するか否かについては市町村教育委員会に確認しまして、市町村に主体的に判断していただいております。</u></p> |
| 内海議員 | <p>いやいや、<u>主体的に判断するのは学校現場じゃないですか？</u>市町村の教育委員会が判断することじゃなくてね、<u>学校現場が、教育活動についてどうするか</u>ってことを判断しなきゃならないんですよ。法律の立て付けはね。それをあえて教育活動という形で実施しているこの行為自身に私は問題があるという風に思っていますし、しかもこれを多額の費用をかけて、子どもたちに大変なプレッシャーをかけて実施するというのが、<u>本当に子どもたちのためになるのか、ここが改めて問われているんじゃないかな</u>という風に思っております。やるべきことは、子どもたちに寄り添って、子どもたちのSOSをしっかりと受け止めることのできる教育集団を一人でも多く学校現場に配置していく、<u>こういう取り組みこそが本来教育庁とそして市町村の教育委員会がやるべき仕事だ</u>と私は思っております。そういう点でこのいま行われておりますこのすくすくウォッチという、<u>本来すくすくテストといわれていたものをいつの間にかテストという名前をわからなくしてしまう</u>こういうやり方も含めて、<u>極めて問題が多い事業である</u>ということを改めて指摘して、この事業の考え方を改めていただきたいということを要求しておきたいと思っております。</p> |